

カードローン

令和3年3月30日現在

商品名（愛称）	・ひたしんカードローン
ご利用いただける方	・当金庫営業地区内にお住まい、またはお勤めしている個人の方。 ・満20歳以上、65歳未満の方。 ・貸越極度額50万円を超える場合は安定した収入がある方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お使いみち	・ご自由です。ただし、事業資金にはお使いいただけません。
ご融資金額	・100万円以内（10万円単位）
ご契約期間	・1年（ご契約期限前に再審査をさせていただき更新いたします。ただし、ご利用期間内に満70歳を超える更新はできません。）
お借入金利	・年13.50%（保証料込） ※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。
ご返済方法	・随時ご希望額をご返済いただくことも可能です。
担保・保証人	・原則不要です。（保証会社である（一社）しんきん保証基金が保証をいたします）
保証料	・お借入金利に含みます。
必要書類	・運転免許証等、写真付きの本人確認書類 ※健康保険証等写真付きではない確認書類の場合は住民票抄本等の追加書類が必要となります。
手数料	・ご契約時に印紙代200円が必要となります。
苦情処理措置・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務企画部（9時～17時、電話0973-23-3177）にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務企画部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫業務企画部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・ひたしんカードローンは、当金庫および他の信用金庫、銀行、信用組合、農協、労働金庫、郵便局等提携金融機関のATM（現金自動預入支払機）でご利用できます。 ・当金庫および保証会社の審査の結果によっては、お申込をお断りする場合やご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。 ・ICキャッシュカードの発行には、所定の手数料をいただきます。 ・通帳およびキャッシュカードの再発行には、所定の手数料をいただきます。 ※ 詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。